

○裾野市内部公益通報の処理に関する要綱

令和5年3月31日

告示第74号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)の規定に基づく職員等による内部公益通報の処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員等 次に掲げる者をいう。

ア 市の職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項に規定する一般職に属する職員及び同条第3項に規定する特別職に属する職員(同項第1号に掲げる職にある者を除く。))をいう。

イ 市の事務事業を市以外の者に委託した場合における当該委託業務に従事する者及び当該委託事業者の役員

ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務に従事する者及び当該公の施設の指定管理者として指定を受けたものの役員

エ 市の事務事業に従事する派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。)及び当該派遣労働者を派遣する事業者の役員

オ アからエまでに掲げる者であった者(退職の日から起算して1年を経過していない者に限る。)

(2) 内部公益通報 職員等が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的でなく、市の事務事業(前号イの委託業務及び同号ウの市の公の施設の管理に関する業務を含む。)の執行に関し次に掲げる事実又は法第2条第3項に規定する通報対象事実(以下「通報対象事実等」という。)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を市に通報することをいう。

ア 法令(条例及び規則を含む。)に違反し、又は違反するおそれのある事実

イ 人の生命、身体、財産その他の利益の保護を害し、又はこれらに重大な影響を与えるおそれのある事実(アを除く。)

(3) 内部通報者 内部公益通報を行った職員等をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(総括通報等責任者)

第3条 職員等からなされる内部公益通報の対応に関する事務を総括するため、総括通報等責任者を置く。

2 総括通報等責任者は、総務部長をもって充てる。

3 総括通報等責任者は、内部公益通報に関する調査の進捗等の管理、内部公益通報を理由とする不利益な取扱いの防止その他内部公益通報の適切な対応の確保に関する事務を総括するものとする。

(通報窓口等)

第4条 内部公益通報を受け付けるため、総務部人事課に通報窓口を置く。

2 公益通報対応業務を処理するため、通報窓口公益通報対応業務従事者(以下「従事者」という。)を置く。

3 従事者は、総務部人事課長(以下「人事課長」という。)をもって充てる。

4 人事課長は、あらかじめその指名する人事課の職員に公益通報対応業務を補助させることができる。

(内部公益通報の方法)

第5条 職員等は、文書、電子メール、電話その他適切な方法により、原則として自己の氏名を明らかにして、通報窓口内部公益通報を行うことができる。

2 内部公益通報を行おうとする職員等は、内部公益通報に係る違法性の有無等について、あらかじめ通報窓口相談することができる。

(内部公益通報の受付等)

第6条 従事者は、内部公益通報を受けたときは、意見を付して総括通報等責任者に通知するものとする。

2 総括通報等責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該内部公益通報を受理するか否かを決定するとともに、その決定の内容及び内部公益通報の概要(内部通報者の氏名を除く。)を市長に報告するものとする。

3 従事者は、当該内部公益通報の受理に係る決定の内容(受理するときはその旨、受理しないときはその旨及びその理由)を内部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による内部公益通報又は通知を希望しない内部通報者については、この限りでない。

4 従事者は、市以外の行政機関その他の事業者に係る公益通報があったときは、通報者に

対し、当該事業者を教示するものとする。

(内部公益通報の調査)

第7条 従事者は、総括通報等責任者の指揮の下に、受理された当該内部公益通報について、直ちに必要な調査を開始するものとする。

- 2 前項の調査に当たっては、職員等はこれに協力しなければならない。
- 3 従事者は、調査の実施に当たっては、内部通報者の秘密を守るため、内部通報者が特定されないよう十分配慮するものとする。
- 4 調査に協力した職員等は、調査に協力した事実及びこの調査により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(調査結果の報告及び通知)

第8条 総括通報等責任者は、調査の結果、通報対象事実等があると認めるときは、是正の措置及び再発防止策等(以下「是正措置等」という。)についての意見を付して、市長に報告するものとする。

- 2 総括通報等責任者は、調査の結果、通報対象事実等があると認められないときは、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 前2項の報告において、内部通報者の氏名は報告しないものとする。ただし、特に必要があると認める場合において、あらかじめ内部通報者の同意を得たとき又は内部通報者から特に申出があったときは、この限りでない。
- 4 従事者は、調査の結果及び是正措置等について内部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による内部通報者及び通知を希望しない内部通報者に対しては、この限りでない。
- 5 従事者は、前項の規定による通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

(是正措置等)

第9条 市長は、前条第1項の報告を受けたときは、速やかに必要な事実の確認を行うとともに、違法行為等を是正し、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 従事者は、前項の措置が講じられたときは、その内容を内部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による内部通報者及び通知を希望しない内部通報者に対しては、この限りでない。
- 3 従事者は、前項の規定による通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。
- 4 市長は、内部公益通報に係る通報対象事実等がないことが判明した場合において関係者

の名誉が害されたと認めるときは、関係者の名誉を回復させるために必要な措置を講ずるものとする。

(公益通報対応関係者の責務)

第10条 総括通報等責任者、従事者、第4条第4項に規定する職員、関係部課長(以下「公益通報対応関係者」という。)は、公益通報対応業務を処理するに当たっては、法及びこの要綱の趣旨にのっとり、内部通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に行わなければならない。

2 公益通報対応関係者又は公益通報対応関係者であった者は、正当な理由がなく、その公益通報対応業務に関して知り得た事項であって通報者等を特定させるものを漏らしてはならない。

(利益相反関係の排除)

第11条 内部公益通報対応業務に従事する者は、通報に係る事案が自らに関係するものである場合には、その公益通報対応業務に関与してはならない。

2 総括通報等責任者又は従事者が前項の規定に該当するときは、市長は、他の職員をもって総括通報等責任者又は従事者に充てることができる。

(独立性の確保)

第12条 総括通報等責任者は、通報に係る事案が市長その他市の幹部職員に関係するものである場合には、これらの者からの独立性を確保する措置を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第13条 内部通報者又は通報窓口相談した者(以下「内部通報者等」という。)は、内部公益通報をし、又は相談(以下「内部公益通報等」という。)をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けない。

2 内部通報者等は、内部公益通報等をしたことにより不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口に通報することができる。

3 通報窓口は、前項に規定する通報を受けたときは、通報内容を審査し、必要な措置等についての意見を付して、市長に報告するものとする。

4 市長は、内部通報者等が第1項に規定する不利益な取扱いを受けたときは、適切な救済及び回復のための措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第14条 市長は、内部公益通報の処理状況に関し、毎年度、これを公表するものとする。

(記録の保存)

第15条 総括通報等責任者は、公益通報対応業務の処理に係る記録及び関係資料の秘密の保持に配慮し、適切な方法で管理するものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、内部公益通報の処理に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(裾野市職員等公益通報制度に関する要綱の廃止)

2 裾野市職員等公益通報制度に関する要綱(平成23年裾野市告示第48号)は、廃止する。